麻薬取扱者年間届出書及び麻薬取扱者免許申請について

☆届出及び申請にかかる押印は不要になりました。

1 麻薬取扱者年間届出書について

麻薬管理者(麻薬管理者のいない麻薬診療施設にあっては麻薬施用者)は、麻薬及び 向精神薬取締法第48条の規定により、前年の10月1日から当年の9月30日まで1年間 の麻薬取扱状況を県知事に届け出なければなりません。令和3年度の届出については、 次のとおり行ってください。

〇提出期限 令和3年11月30日(火)

〇提 出 先

麻薬診療施設の所在地	提 出 先
広島市	広島市保健所環境衛生課・各区分室
呉 市	呉市保健所地域保健課
福山市	福山市保健所総務課
上記以外	県立保健所生活衛生課(保健所支所衛生環境課)

〇提出部数 2部

〇そ の 他 期間内に麻薬の取扱いがない場合も届出が必要です。

不明な点等については、広島県健康福祉局薬務課又は管轄する県立保健 所(支所)にお問い合わせください。

(広島市に麻薬診療施設がある場合は広島県健康福祉局薬務課, 呉市に ある場合は広島県西部保健所呉支所, 福山市にある場合は広島県東部保 健所福山支所)

2 麻薬取扱者免許申請(継続)について

平成28年4月1日から麻薬取扱者免許の有効期間が最長2年から最長3年に延長されました。平成31年1月1日から令和元年12月31日までに免許になった麻薬取扱者の免許は、令和3年12月31日で有効期間が満了します。令和4年1月1日以降も引き続き免許を必要とされる方は、次のとおり免許申請を行ってください。

〇申請期限 令和3年11月10日(水)

(提出先により申請期限が異なる場合もありますので、御確認ください。)

〇提出先

麻薬診療施設の所在地	提 出 先
広島市	広島市保健所環境衛生課・各区分室
呉 市	呉市保健所地域保健課
福山市	福山市保健所総務課
上記以外	県立保健所生活衛生課(保健所支所衛生環境課)

〇提出書類 免許申請書

診断書

注:勤務証明書については、平成29年4月1日から廃止したため、提出は不要です。

〇そ の 他 免許証の有効期間を確認の上、手続を行ってください。

不明な点等については、広島県健康福祉局薬務課又は管轄する県立保健 所(支所)にお問い合わせください。

(広島市に麻薬診療施設がある場合は広島県健康福祉局薬務課, 呉市にある場合は広島県西部保健所呉支所, 福山市にある場合は広島県東部保健所福山支所)

3 その他

麻薬取扱者年間届出書あるいは麻薬取扱者免許申請(継続)に必要な書類は、広島県のホームページからも出力できます。

広島県健康福祉局薬務課ホームページ

「麻薬小売業者・麻薬管理者・麻薬研究者の年間届を提出するとき」

(https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/sub-mayaku/nenkantodoke.html)

「麻薬取扱者の免許申請をするとき」

(https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/59/1239006076784.html)

【問合せ先】

広島県健康福祉局薬務課	TEL	082-513-3221
広島県西部保健所生活衛生課	TEL	0829-32-1181
広島県西部保健所広島支所衛生環境課	TEL	082-228-2111
広島県西部保健所呉支所衛生環境課	TEL	0823-22-5400
広島県西部東保健所生活衛生課	TEL	082-422-6911
広島県東部保健所生活衛生課	TEL	0848-25-2011
広島県東部保健所福山支所衛生環境課	TEL	084-921-1311
広島県北部保健所生活衛生課	TEL	0824-63-5181